

警備等実施仕様書

1 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 警備等実施（以下「警備という。」）の対象

（1）場所、対象物

下関市火の山パークウェイ(以下「パークウェイ」という。)、火の山立体駐車場、貯水槽（山頂槽）

（2）範囲

- ①上記 2 警備の対象（1）場所、対象物及びその周辺とする。
- ②下関市（以下「甲」という。）の警備対象に異常が発生したことを確認したときは、事態の拡大防止等適切な措置をとるとともに甲の担当職員に連絡すること。

3 警備等の目的

受託者（以下「乙」という。）は甲の公的性格及び立場を十分理解し、前項の警備の対象等における火災、盗難及び不法行為の防止等に努めなければならない。

4 警備等実施上の一般留意事項

- （1）乙は本業務を実施するに当たり、関係する条例及び同施行規則等を厳守すること。
- （2）甲の担当職員及び関係する施設職員と密接な連絡を取り合うこと。
- （3）乙の警備員は服務規律を厳正にするとともに、利用客に対しては礼儀正しく応対し、案内を求められたときは懇切丁寧に応対すること。

5 警備要領

- （1）警備拠点 火の山立体駐車場事務所
- （2）実施時間 17：15～9：15
- （3）巡回警備時間

巡回場所については「2 警備の対象（1）場所、対象物」のとおり

① 17 : 15

② 20 : 00

③ 23 : 30

④ 5 : 00

⑤ 8 : 00

(4) パークウェイ通行終了時間前後の車両の下山誘導

※車両及び携帯電話を使用するため、乙にて準備すること。

23 : 00 ~ 24 : 00

(5) パークウェイゲート閉鎖業務

23 : 30

①ゲート閉鎖後に園内に残っている利用者の対応のため、下りゲートに乙の支給する携帯電話等の緊急連絡先を掲示すること。

②ゲートの閉鎖後に園内に残っている車両を確認し、ゲート外に誘導すること。また、パークウェイにおける街路灯の点灯状態を確認し、不点灯の場合は、甲の担当職員に連絡すること。

(6) パークウェイゲート開放業務

8 : 00 (1月1日については上がりゲート開放を5 : 00とする。)

(7) 緊急警備

非常事態が発生したときは迅速・的確に事態を把握し、臨機応変の措置をとるとともに、甲の担当職員、関係する施設職員、警察及び消防署等関係官署並びに乙の警備本部に急報するものとする。

なお、非常事態発生を通報した際は、その事態の発生原因等を確認し、現場保存に当たり関係機関署員等の到着後はこれに協力すること。

(8) 報告

①警備に関する日報

勤務終了とともに警備日報等により甲に報告する。

②事故報告

事故発生の都度、文書をもって報告する。

(9) その他

本仕様書に明記していない点があっても、甲の指示に従い業務の完遂を期するものとする。